

国土強靱化地域計画について

平成27年11月

内閣官房国土強靱化推進室



I. 近年の災害等	2
II. 国土強靱化とは何か	7
III. 地域計画への財政支援等	14
IV. 国土強靱化と地方創生等	21
V. 地域計画の策定状況等	26
VI. 市議会と地域計画	29

I . 近年の災害等

○阪神・淡路大震災(1995年)：被害の特徴

1. 大都市を直撃した大規模地震のため、電気、水道、ガスなど被害が広範囲となるとともに、鉄道等の交通インフラが損壊し、生活必需基盤(ライフライン)に壊滅的な打撃を与えた。
2. 古い木造住宅の密集した地域において、地震による大規模な倒壊、火災が発生し、特に神戸市兵庫区、長田区などでは大火災が多発した。
3. 神戸・阪神地域という人口密集地で発生したため、多数の住民が避難所での生活を余儀なくされた。



○被害状況データ

消防庁及び国土庁調べ

最大震度	7(神戸市等)
死者・行方不明者	6,436人
負傷者	43,792人
被害額(概算)	約9兆6千億円
家屋被害 全壊	104,906棟
最大避難者数	322,000人

○東日本大震災(2011年)：被害の特徴

1. マグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であった。
2. 広範囲に揺れが観測され、日本各地で大きな津波が発生し、沿岸部で甚大な被害が発生、多数の地区が壊滅した。
3. 加えて、原子力発電施設の事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害となった。



○被害状況データ

内閣府調べ

最大震度	7(宮城県栗原市等)
死者・行方不明者	18,715人
負傷者	6,109人
被害額(概算)	約16兆9千億円
家屋被害 全壊	129,340棟
最大避難者数	468,653人

予想される大震災

南海トラフ巨大地震

○被害想定の対象とする地震

南海トラフで発生するM9クラスの地震

○人的被害

- 建物倒壊による被害： 死者 約1.7万人～約8.2万人
- 津波による被害： 死者 約1.3万人～約23.0万人
- 火災による被害： 死者 約0.1万人～約2.2万人 等



最大 約32万3千人の死者

内閣府「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)」(平成24年8月)に基づき作成

○被害額(陸側ケース)

■ 資産等の被害【被災地】(合計)	169.5兆円
● 民間部門	148.4兆円
● 準公共部門(電気・ガス・通信、鉄道)	0.9兆円
● 公共部門	20.2兆円
■ 経済活動への影響【全国】	
● 生産・サービス低下に起因するもの	44.7兆円



約214兆円の被害

※直接被害169.5兆円、間接被害(生産・サービス低下)44.7兆円の計。
このほか、独立した推計として交通寸断に起因する間接被害6.1兆円がある。

内閣府「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第二次報告)」(平成25年3月)に基づき作成

首都直下地震

○被害想定の対象とする地震

都区部直下で発生するM7クラスの地震

○人的被害

- 建物倒壊による被害： 死者 約0.4万人～約1.1万人
- 火災による被害： 死者 約0.1万人～約1.6万人 等



最大 約2万3千人の死者

内閣府「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(平成25年12月)に基づき作成

○被害額

■ 資産等の被害【被災地】(合計)	47.4兆円
● 民間部門	42.4兆円
● 準公共部門(電気・ガス・通信、鉄道)	0.2兆円
● 公共部門(ライフライン、公共土木施設等)	4.7兆円
■ 経済活動への影響【全国】	
● 生産・サービス低下に起因するもの	47.9兆円



約95兆円の被害

※直接被害47.4兆円、間接被害(生産・サービス低下)47.9兆円の計。
このほか、独立した推計として交通寸断に起因する間接被害(道路:5.6兆円等)がある。

内閣府「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(平成25年12月)に基づき作成

最近の災害発生状況 台風・集中豪雨による土砂災害

【台風26号による伊豆大島土砂災害】
(2013年10月、死者35名)



(大島町神達地区)

【台風8号等による南木曽土砂災害】
(2014年7月、死者1名)



(長野県木曽郡南木曽町読書地区)

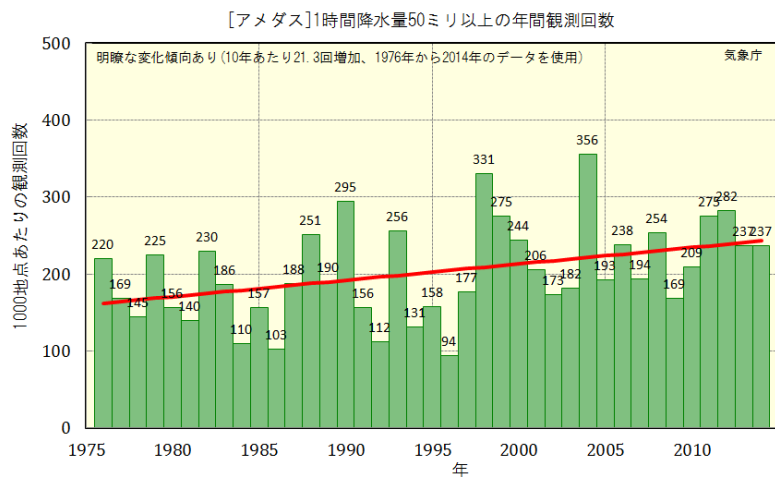
【集中豪雨による広島土砂災害】
(2014年8月、死者75名)



(広島県広島市安佐南区八木地区)

出典：内閣府(防災)HP

➤ 1時間降水量50mm以上の回数は**増加傾向**



(参考)雨の強さと降り方

1時間降水量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感や恐怖感がある

出典：気象庁HP

最近の災害発生状況 台風・集中豪雨による洪水

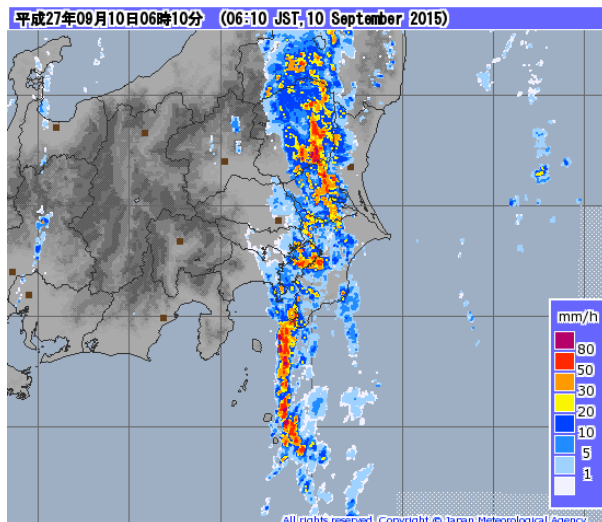
【平成27年9月関東・東北豪雨】(2015年9月、死者8名(9月17日現在))



(茨城県常総市 鬼怒川の被災状況)

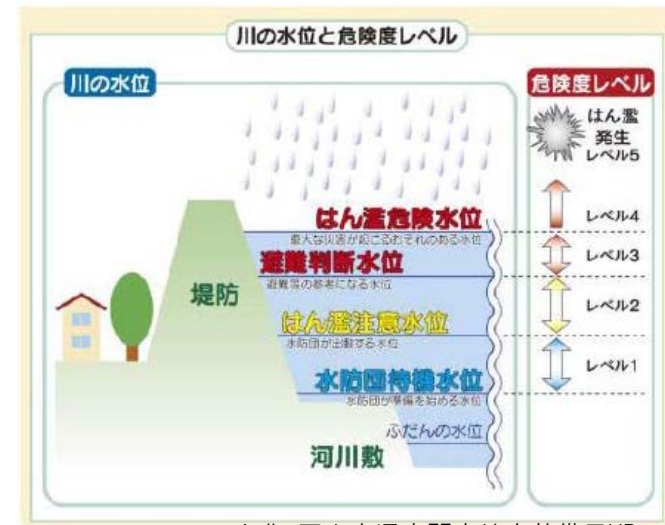
出典: 国土交通省関東地方整備局HP

➤ 鬼怒川流域に大雨をもたらした線状降水帯



出典: 気象庁HP

➤ 川の水位と危険レベル



出典: 国土交通省関東地方整備局HP

Ⅱ．国土強靱化とは何か

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1) **人命の保護が最大限図られる**
- 2) 国家及び社会の **重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される**
- 3) 国民の財産及び公共施設に係る **被害の最小化を可能にする**
- 4) **迅速な復旧・復興を可能にする**

※「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定)

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- ・人命の保護が最大限に図られること。
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ・迅速な復旧復興に資すること。
- ・施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- ・取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ・財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

- ・既存社会資本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- ・施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- ・民間の資金の積極的な活用を図ること。
- ・大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- ・人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、**国土強靱化基本計画を定めること。**

○策定手続

◆案の作成(推進本部)

- ※ 都道府県、市町村等の意見聴取
- ※ 透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

◆閣議決定

○記載事項

- ・対象とする施策分野
- ・施策策定に係る基本的指針
- ・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

指針となる

国の他の計画 (国土強靱化基本計画を基本とする)

国による施策の実施※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

国土強靱化推進本部の設置

- ※ 国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。
【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官,国土強靱化担当大臣,国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣
- ※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

脆弱性評価の実施

※ 国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、**推進本部が実施。**

- ・推進本部が指針を作成。
- ・最悪の事態を想定し、総合的・客観的に行う。
- ・関係行政機関の協力を得て実施。

評価結果に基づき策定

脆弱性評価の結果の検証

調和

国土強靱化地域計画の策定

※ 国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、**国土強靱化地域計画を定めることができる。**
[都道府県・市町村が作成]

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

その他

- 国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民及び諸外国の理解の増進



(参考)国土強靱化基本法における地方公共団体関連条文

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(国土強靱化基本計画)

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

2（略）

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

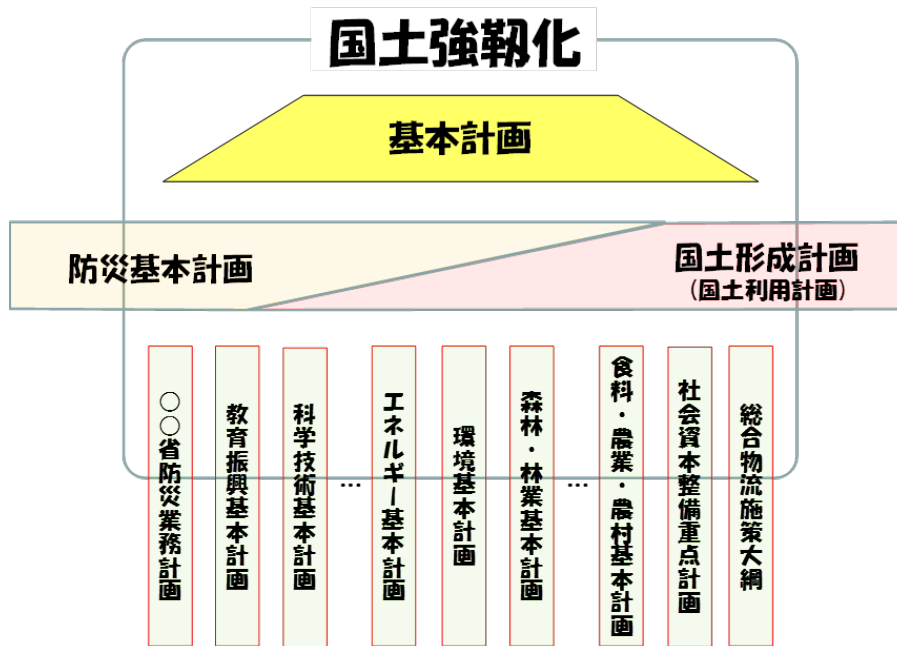
他の計画の指針となる「アンブレラ計画」

国土強靱化地域計画について

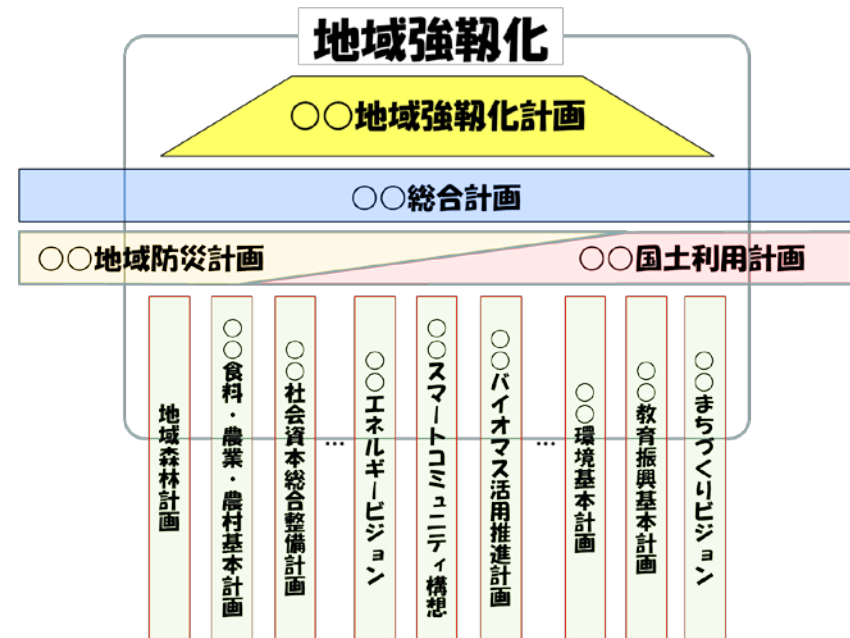
○国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき、市町村等が定めることができる計画で、当該市町村等の区域における国土強靱化に係る当該市町村等の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）

〔参考〕アンブレラ計画のイメージ

【 国 】



【 地方公共団体 】



(注) 国土強靱化の指針としての計画等の関係をイメージしたもの。

地域計画を進める3つのメリット

- 1 どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできる。
- 2 国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できる。
関係府省庁において、平成27年1月、『国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について』を決定。政府として、この決定に基づき、一体となって、地域計画に基づき実施される取組みに対し、関係府省庁所管の交付金・補助金等による支援を適切に実施。
- 3 地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長をも促すもの。さらに、地域強靱化計画及びそれに基づく取組みを国内外に周知・広報することを通じて、当該地域が内外から適正に評価され、結果として投資を呼び込むことにもつながる。





地域計画におけるソフト施策及びハード施策の例(KPIより)

ソフト施策のKPIの例	ハード施策のKPIの例
<ul style="list-style-type: none">・ 避難行動要支援者名簿の策定数・ 防災教育指導者の養成・ 小中学校での防災教育の実施件数・ 津波ハザードマップ作成・配布及び防災訓練実施率・ 消防団員数・ 自主防災組織による活動カバー率・ 土砂災害防止法に基づく基礎調査・ 中小企業のBCP策定率・ 土砂災害防止法に基づく基礎調査・ 地籍調査進捗率	<ul style="list-style-type: none">・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化率・ 公立学校施設（専修学校含む）の耐震化率・ 海岸堤防の整備・ 水門の自動化遠隔操作率・ 緊急輸送道路等の整備延長・ 治山施設の整備・ 排水機場の耐震・耐水化・ 医療機関の耐震化率（災害拠点病院）・ 社会福祉施設の耐震化率

(注) 1 KPI: 重要業績指標 (Key Performance Indicator)。
2 実際に策定された地域計画から選定し作成。

Ⅲ. 地域計画への財政支援等

重点化プログラム等の推進のための平成28年度概算要求の概要

- 重点化すべき15のプログラム及び横断的分野の推進のための関係府省庁の概算要求の概要は以下の通り。
○要求・要望額が特定できない施策についても、事前に備えるべき目標に照らし、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために真に必要な施策に限定する。

(国費、単位:百万円)

府省庁名	主な実施内容	(上段)平成28年度概算要求総額	前年度当初予算	対前年度比
		(下段)その他予算額が特定できない施策関係		
内閣官房	国土強靱化施策推進方策等の検討	193	163	1.18
内閣府	地震対策・土砂災害対策・火山災害対策等の推進、社会全体としての事業継続体制の構築推進、実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進、防災を担う人材の育成・訓練の充実、国際防災協力の推進、中央防災無線網の整備・維持管理、実用準天頂衛星システムの開発・整備・運用の推進	23,110	17,857	1.29
	緊急輸送等における代替輸送路または避難路となる道路の整備、津波減災・耐震化やエネルギー及び物資を供給する離島航路に係る港湾・漁港の整備		地域再生基盤強化交付金43,068の内数	
警察庁	警察情報通信基盤の堅牢化・高度化、プローブ情報の活用による災害時の交通情報サービス環境の整備、警察施設の耐災害性の強化、警察用航空機・船舶・車両の整備、災害警備訓練施設の整備等	34,493	29,033	1.19
	交通安全施設等の整備	交通安全施設等整備事業18,689の内数	交通安全施設等整備事業18,166の内数	
金融庁	大規模自然災害発生時に備えた金融庁行政情報化LANシステムのバックアップシステムの構築	236	-	-
総務省	放送ネットワークの強靱化(民放ラジオの難聴地域の解消の支援)、次世代G空間社会の構築(G空間2.0)、公衆無線LANの整備、ICTを活用した都市機能高度化推進事業、防災行政無線等のデジタル化、緊急消防援助隊の大幅増隊・活動体制の充実強化・連携活動能力の向上、ドラゴンハイパー・コマンドユニットの中核となる特殊車両の配備、消防ロボットの研究開発、防災情報の伝達体制の整備、地域防災力の中核となる消防団の強化等	18,184	18,004	1.01
	放送ネットワークの強靱化(災害対策としての放送ネットワークの整備支援)	放送ネットワーク整備支援事業 699の内数		
法務省	法務省施設の耐震化	23,829	7,927	3.01
外務省	「世界津波の日」に関する国際機関と連携した啓発活動等	1,036	-	-
文部科学省	学校施設の耐震化・防災機能強化・老朽化対策、次世代火山研究・人材育成の推進、海底地震・津波観測網の整備、地球観測衛星の開発、災害発生時の通信手段確保等に資する通信衛星の開発、学校教育における防災教育の充実	246,930	220,736	1.12
	次世代インフラ整備・高性能構造材料提供に資する構造材料研究開発、建築物の非破壊診断技術に関する研究開発、地震・火山・風水害・雪氷災害の基盤的観測・予測研究、長時間・長周期地震動による耐震技術研究	(国研)物質・材料研究機構運営費交付金14,167の内数、(国研)日本原子力研究開発機構運営費交付金(量子ビーム応用研究費)2,058の内数、(国研)量子科学技術研究開発機構運営費交付金(量子ビーム応用研究費)1,635の内数、(国研)防災科学技術研究所施設整備費2,741の内数、(国研)防災科学技術研究所運営費交付金7,668の内数	公立学校施設整備費214,389の内数(内閣府計上の沖縄分を含む)、国立大学等施設整備事業52,636の内数、(国研)物質・材料研究機構運営費交付金11,918の内数、(国研)日本原子力研究開発機構運営費交付金48,274の内数、(国研)防災科学技術研究所運営費交付金7,020の内数	
厚生労働省	水道施設の耐震化	87,593	30,427	2.88
	医療施設の耐震化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成、社会福祉施設等の耐震化	医療提供体制施設整備交付金2,545の内数、災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備事業251の内数、次世代育成支援対策施設整備交付金6,315の内数、保育所等整備交付金55,443の内数、社会福祉事業施設等交付事業利子補給金4,676の内数、社会福祉施設等施設整備費補助金9,289の内数、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金3,772の内数	社会福祉施設等施設整備費補助金2,561の内数、次世代育成支援対策施設整備交付金5,662の内数、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金758の内数、社会福祉事業施設等交付事業利子補給金5,303の内数、保育所等整備交付金55,431の内数、医療提供体制施設整備交付金2,545の内数、災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備事業171の内数	

(国費、単位:百万円)

府省庁名	主な実施内容	(上段)平成28年度概算要求総額	前年度当初予算	対前年度比
		(下段)その他予算額が特定できない施策関係		
農林水産省	農業水利施設等の耐震化・老朽化対策、山地防災力の強化のための総合的な治山対策、農山漁村における排水対策やハザードマップの作成等の防災・減災対策、漁港施設の地震・津波対策、長寿命化対策、海岸保全施設の整備、海岸防災林の整備、農道・林道等の老朽化対策等の推進、農地・森林の国土保全機能の維持・発揮のための共同活動・木材需要創出等に対する支援、食品サプライチェーンの機能維持に向けた事業者間の連携・協力体制の構築、農山漁村における再生可能エネルギーの導入推進	545,814	450,229	1.21
	卸売市場の耐震化、避難施設等の農山漁村における整備、山地災害に対する地域の防災体制の強化	強い農業づくり交付金34,511の内数、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金6,250の内数、次世代林業基盤づくり交付金のうち森林・林業再生基盤づくり交付金20,000の内数	強い農業づくり交付金23,085の内数、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金6,150の内数、森林・林業再生基盤づくり交付金2,700の内数	
経済産業省	石油製品の国家備蓄を増強(LPガス分)、災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進、災害時に地域の石油製品供給を維持するため、災害対応型SSを整備、SS・LPガス充填所の災害対応能力強化、石油・LPガスサプライチェーンの維持・強化に向けた関係機関の協議体制を強化、メタンハイドレートの商業化の実現に向けた調査・研究開発の推進	21,411	18,403	1.16
	地震・津波による産業施設への影響評価、東アジア及び我が国の知見を活用した災害に強いインフラ整備等に向けた政策研究、災害時石油ガス供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し、製油所の耐震強化等による石油製品入出荷機能の確保、石油製品の国家備蓄を増強、電気設備の大規模自然災害等対応力強化及び復旧迅速化の検討、地下水等総合観測施設の整備、過去に発生した災害要因の解析・評価(火山の噴火履歴調査と火山地質図の整備、活断層の活動履歴調査と活動性評価、津波の浸水履歴調査と浸水マップの整備)、石油及び石油ガスの国家備蓄基地の地震対策等、鉱山集積場の耐震化への対策	国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費交付金64,028百万円の内数、東アジア及び我が国の知見を活用した災害に強いインフラ整備等に向けた政策研究(東アジア経済統合研究協力事業費)900の内数、石油ガス流通合理化・指導支援事業(LPガス地域防災対応体制整備支援事業)900の内数、石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業27,000の内数、国家備蓄石油増強対策事業費98の内数、石油備蓄事業補給金29,178の内数、国家備蓄石油管理等委託費(施設等整備費)54,094の内数	国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費交付金61,787百万円の内数、東アジア及び我が国の知見を活用した災害に強いインフラ整備等に向けた政策研究(東アジア経済統合研究協力事業費)900の内数、石油ガス流通合理化・指導支援事業(LPガス地域防災対応体制整備支援事業)703の内数、石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業11,500の内数、国家備蓄石油増強対策事業費94の内数、石油備蓄事業補給金28,450の内数、国家備蓄石油管理等委託費(施設等整備費)51,448の内数	
国土交通省	気候変動等に伴い頻発・激甚化が懸念される水害・土砂災害に対する予防的対策等、海岸保全施設の整備、最大クラスの洪水・内水・高潮に関する浸水想定・ハザードマップの作成・公表、代替性確保のためのミッシングリンクの整備等の道路の防災・震災対策、無電柱化の推進、避難機能を備えた物流施設等の整備支援、港湾広域防災施設の機能確保、緊急物資や燃料等の海上輸送路の確保、広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保、空港の耐震対策、鉄道施設の耐震化・老朽化対策、密集市街地対策の推進、住宅・建築物の耐震化、延焼防止等に資する緑地の確保等、主要駅周辺等における帰宅困難者対策、避難地等となる公園、緑地、広場等の整備、地域における総合的な事前防災・減災対策や老朽化対策等に対する集中的支援(防災・安全交付金)、広域物資拠点の開設・運営に関する訓練、首都直下地震時の首都中枢機能維持に必要な電力の確保、台風・集中豪雨等に対する防災情報の高度化、火山監視・評価及び情報提供体制の強化等	3,357,949	2,799,846	1.20
環境省	森林等の荒廃の拡大防止対策の推進	1,573	5,800	0.27
	一般廃棄物処理施設の老朽化対策・防災機能の向上、自然公園等施設の老朽化対策、廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発	循環型社会形成推進交付金(浄化槽を除く)65,320の内数、自然公園等事業10,191の内数、大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業2,196の内数	循環型社会形成推進交付金(浄化槽を除く)38,889の内数、自然公園等事業8,788の内数	
防衛省	情報収集・伝達態勢の維持・整備、救出・救難態勢の整備、人員、物資の輸送態勢の維持、特殊災害への対応態勢の充実、災害派遣時の対応能力を高める措置	172,595	207,558	0.83
合計		4,534,946	3,805,983	1.19
		(うち公共事業関係費) 3,768,117	(うち公共事業関係費) 3,149,802	※(1.24)

注1:各府省庁においては、上記のほか業務継続計画への対応等に必要な一般行政経費等がある。

注2:事業費の内数として要求・要望額が特定できない施策について、事業費全額が国土強靱化関係予算に該当するものではないことから、合計額には含まない。

注3:本資料の計数は、整理の結果、異同を生じることがある。

注4:※(1.24):復興特会における全国防災事業については、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する観点から、平成27年度限りで終了するため、該当事業を除いて算出した数値である。

国土強靱化地域計画に基づき実施される 取組みに対する関係府省庁の支援について

趣旨等

- 国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体等を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠。
- 地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定及び当該計画に基づく取組みの推進に向けた、政府による支援策の一環としてとりまとめ、公表するもの（平成27年1月23日開催の関係府省庁連絡会議において決定）。

概要

- 標記関係府省庁の支援についての方向性
地方公共団体により策定される国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対し、政府として、30の関係府省庁所管の交付金・補助金等による支援を講じる。
（平成27年度当初予算 総額 約1兆3,700億円）
- 標記関係府省庁の支援の内容
 - ・ 交付金・補助金の交付の判断にあたって、一定程度配慮
 - ・ このほか、「公共施設等総合管理計画」の策定に係る地方財政措置

一定程度配慮される交付金・補助金の例(防災・安全交付金)

防災・安全交付金を活用し、地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策を総合的に支援。

◆道路の地震対策、風水害・防雪対策



橋脚の耐震補強



盛土のり尻補強



斜面崩落防止対策



雪崩防止対策

◆内水氾濫が発生した地域における下水道整備



雨水貯留管



ポンプ場

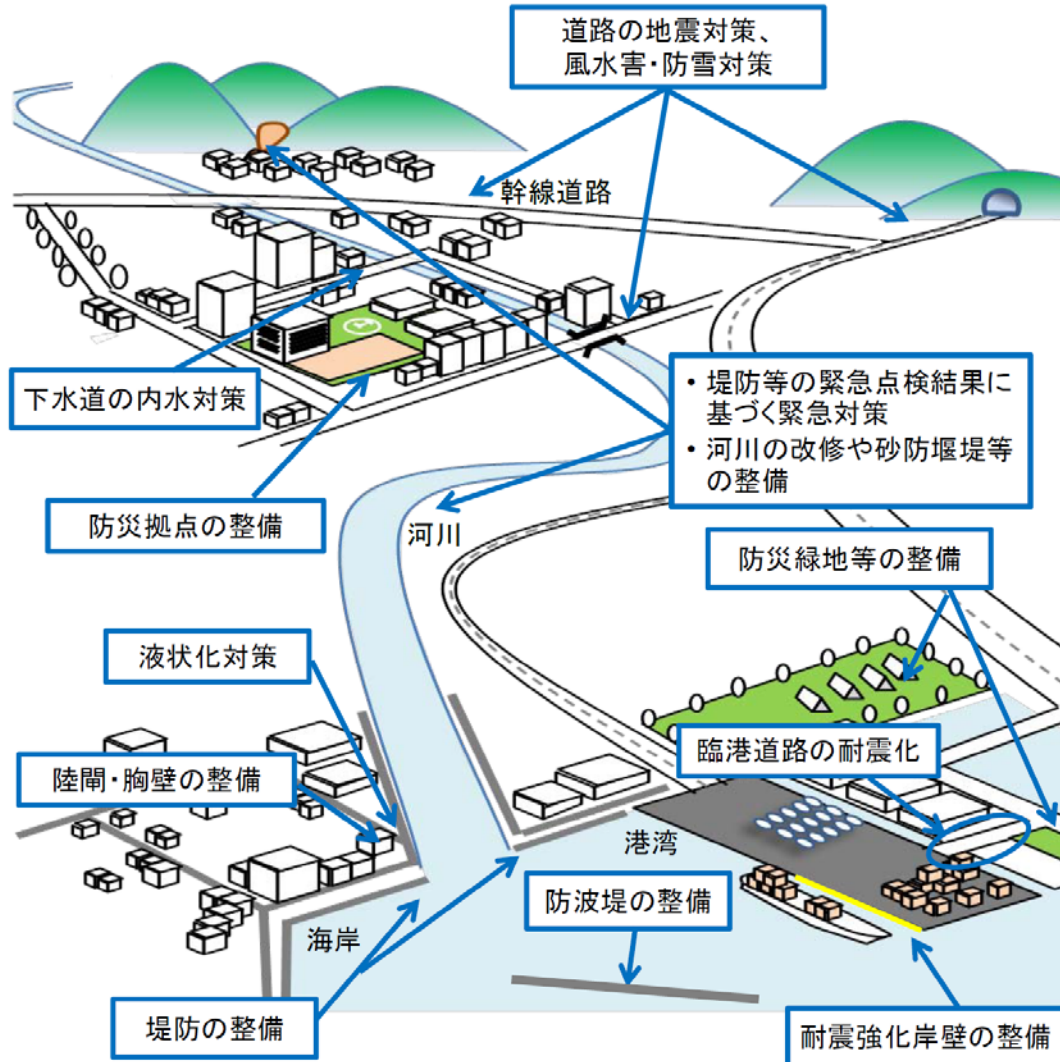
◆津波、高潮等の被害から海岸を防護するための堤防等の整備



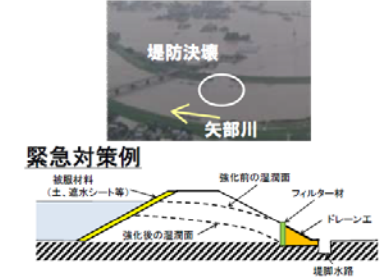
堤防



陸閘



◆河川堤防の緊急点検結果に基づく緊急対策



◆近年災害が発生した地域等における水害・土砂災害対策



◆港湾の地震・津波、風水害対策



◆効果促進事業の活用



■浸水深や洪水時の避難所までの経路看板の設置



社会資本総合整備事業の予算配分概要

I. 平成27年度社会資本総合整備事業関係予算配分方針

社会資本総合整備事業については、地方公共団体等が作成した社会資本総合整備計画に基づき、同計画の目標を実現するための事業に対し、地方公共団体の要望を踏まえ、下記の方針のとおり所要額を配分する。なお、復興庁計上の東日本大震災からの復興については、復興庁が定める実施に関する計画に従い、効率的・効果的に執行する。

1. (略)

2. 防災・安全交付金

国土強靱化等の取組により国民の安全・安心の確保を推進する観点から、頻発する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する総合的な防災・減災対策、インフラ長寿命化計画を踏まえた総合的な老朽化対策等を緊急に進める総合的な整備計画に対して重点配分を行う。

その際、以下の整備計画への配分に特に配慮する。

○ 各事業の重点配分の対象事業を総合的に組み合わせる以下のイメージのように横串・大括り化した整備計画

・ 防災・減災に関する総合的な計画に基づき、広域的かつ関係機関が共同して分野横断的に、ハード・ソフト事業に取り組む整備計画

・ インフラ長寿命化基本計画の考え方に則って、地方公共団体の区域内のインフラを総点検した上で、地方公共団体等が策定した長寿命化計画に基づいて取り組む整備計画

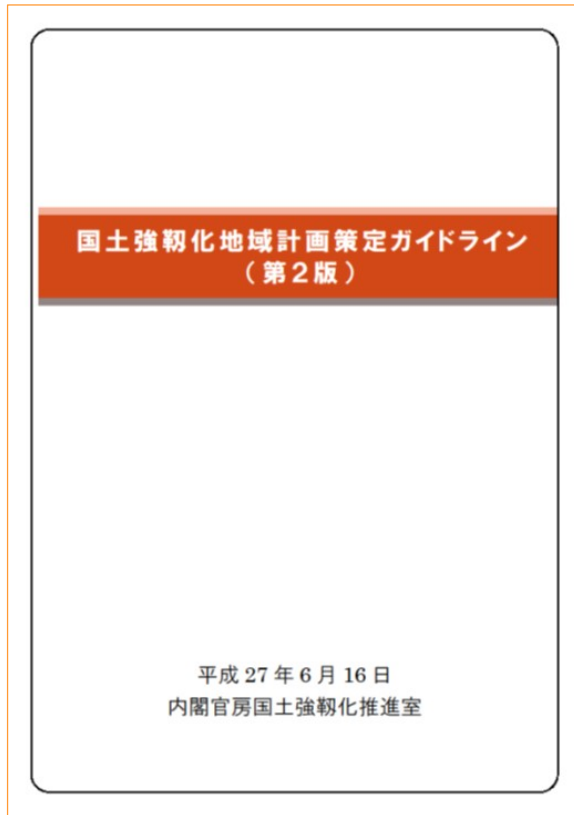
(以下略)

地域計画策定に係る主な支援

○各市長会総会等への説明(本年10月)

○地域計画策定セミナー(来年1月下旬以降予定)

○国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第2版)の公表と冊子の配布



○出前講座(27年4月以降36件の開催)

国土強靱化地域計画に関する出前講座が始まりました

- 地域計画について解説し疑問に答えるため、内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣。
- 関連の交付金・補助金の交付の判断にあたっては、地域計画に基づく取組に一定程度配慮。
- 地域計画を策定した都道府県・市町村からは、「起きてはならない最悪の事態」について、自分たちの地域を念頭に自ら検討を行うきっかけとなった等の声も寄せられています。

1 目的

国土強靱化基本法第13条の規定により地方公共団体において定めることができるとされている国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)の策定が全国の都道府県・市区町村で進んでいます。
この地域計画の策定については、それぞれの都道府県・市区町村で初めてのことであり、制度面や実務面で疑問を持たれることも多くあるかと思えます。そこで、**地域計画についてわかりやすく解説し疑問に答えるため、内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣**します。

2 対象

都道府県・市区町村の職員及び議員(その他の場合も御相談に応じます)

3 実施方法

都道府県・市区町村が主催する**研修会等に講師として内閣官房の職員を派遣し、地域計画に関する説明及び質疑**を行います。

4 主な講習内容

以下の内容について、内閣官房が資料を作成します。

- ①基本法の概要
- ②国土強靱化基本計画の概要
- ③脆弱性評価
- ④国土強靱化基本計画と地域計画のイメージ
- ⑤地域計画の策定推進・支援

(その他、国土強靱化に関連して希望するテーマがあれば御相談に応じます)



5 その他

- 研修会等の会場の確保(機器も含む。)、出席者への案内、資料のコピー等については、主催の都道府県・市区町村において行って下さい。
- 申し込みが多数の場合、日程調整をさせていただきます。

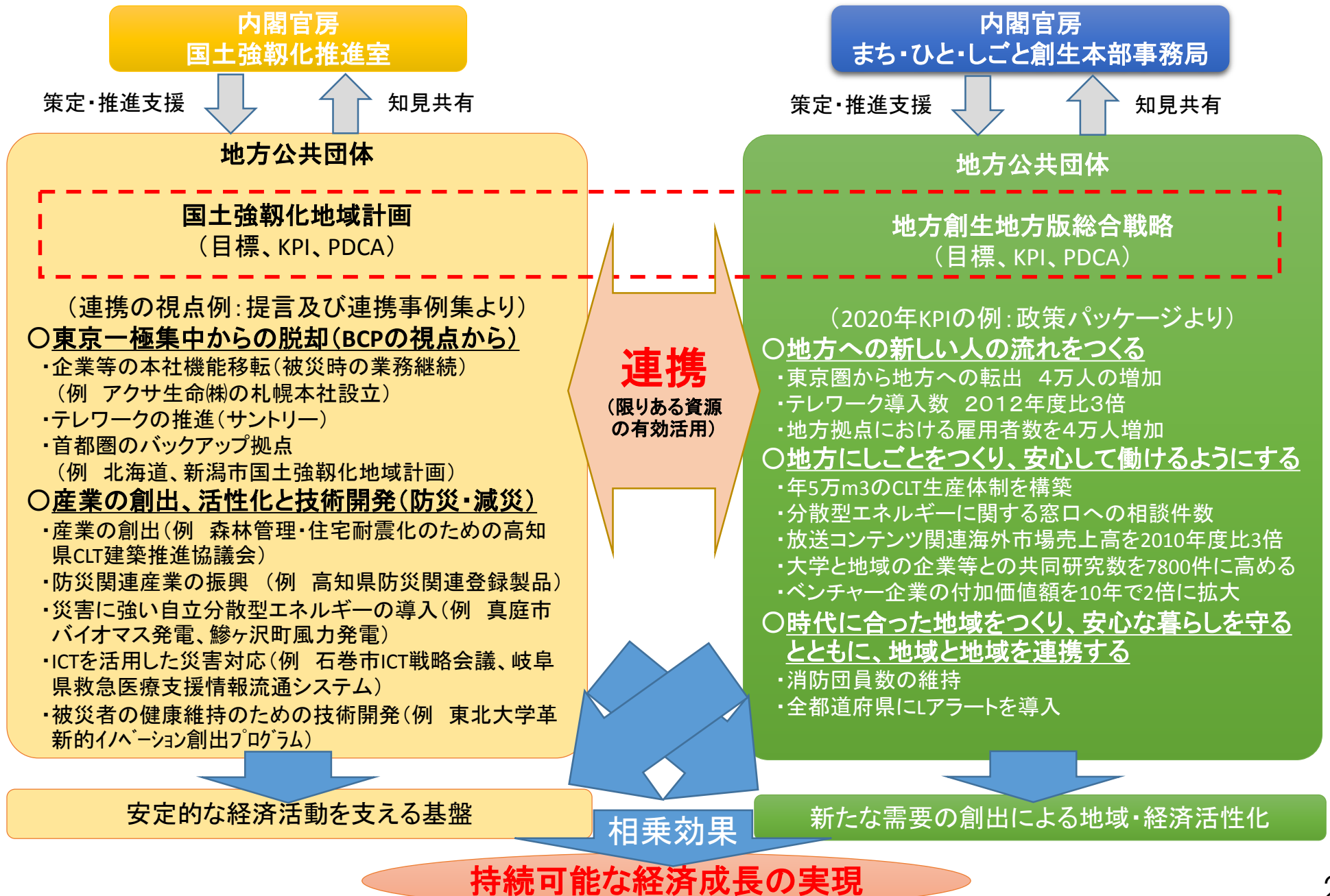
【問合せ先】

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎第8号館
内閣官房国土強靱化推進室 服部、伊藤
TEL:03-6257-1775
E-mail:i.national.resilienceアットマークcas.go.jp
(メール送信の際には「アットマーク」を「@」にしてください。)



IV. 国土強靱化と地方創生等

国土強靱化と地域活性化の連携について



【事例①】北海道札幌市 アクサ生命保険(株)「札幌本社の設立」

【概要】

フランスの保険・資産運用グループAXAの日本法人であるアクサ生命保険(株)は、東日本大震災の経験を踏まえ、事業継続体制のさらなる強化を目指して、平成26年11月に札幌本社を設立し、東京本社との2本社体制とした。

札幌本社には、東京本社で業務継続上優先度が高い重要業務を札幌に分散化(平常時50%程度)。社員は東京から70人程度を異動させ、現地採用、外部委託先の要員を含めると総勢500人規模になる。保険金の支払機能をはじめ、新契約、保険料の収納、資金決済、IT、コンプライアンス、総務など本社が備える各機能の一部を移管し、地震などの災害が起きたときに東京の本社機能を代替できるようにする。

【期待される効果】

■ 災害時

- 東京で被災する社員が減少することで、安全確保や事業継続を含めた災害後の混乱を緩和することができる
- 札幌本社において、東京本社の重要業務を分散化し、保険金の支払い等の重要業務の約50%が常に継続できる体制を確立

■ 平時

- 企業誘致により雇用が創出できる
- 地方の人材流出を防止する

■ 経済効果

- ☑ 経済へのマイナス効果の軽減
- ☑ 官民の「投資」を通じての内需の拡大
- 強靱化施策が経済成長を牽引

[アクサ生命保険(株)札幌本社設立ニュースリリース(抜粋)]

今回の札幌本社設立にあたり、北海道庁・札幌市の皆さまに多大なるご協力をいただきました。今回の発表にあたり、北海道知事 高橋はるみ氏、札幌市長 上田文雄氏からそれぞれコメントをいただいています。

高橋はるみ氏からのコメント、「『アクサ生命保険株式会社』が、自然災害などに対するリスク分散の観点から、本社機能の分散化を決定され、その立地先として札幌市を選んでいただいたことは、誠に喜ばしいことであり、ローラン・ジョシ社長、幸本副社長をはじめ、関係者の方々に深く感謝申し上げますとともに、北海道民を代表し、心より歓迎申し上げます。」



上田文雄氏からのコメント、「全国の数ある都市の中から札幌をお選びいただき、札幌本社の設立をご決定されましたことに、札幌市民を代表して、厚く感謝申し上げますとともに、心から歓迎いたします。札幌市としては、アクサ生命の社員の皆様やご家族が安心して札幌にお越しいただけるよう、できる限りのバックアップをいたします。この札幌の地で、皆様とお会いできることを、楽しみにお待ちしております。」



また、アクサ生命の代表執行役社長兼CEO、ジャン＝ルイ・ローラン・ジョシは、次のようにコメントしています。「私達、生命保険会社の使命は、お客さまを長期にわたりお守りしていくことである。この使命を果たすためには、いかなる状況においてもお客さまにサービスを継続的にご提供できる体制を備えていかなければならない。札幌本社の設立は、さらなるカスタマーセントリシティ(お客さま中心主義)の実現を目指すアクサ生命にとって、重要な一歩となるものである。」

[アクサ生命保険(株)札幌本社が入居した札幌三井JPビルディング]



出典：アクサ生命保険(株) プレスリリース

<http://www2.axa.co.jp/info/news/2013/pdf/131101.pdf>

三井不動産HP (札幌三井JPビルディング写真)

【事例③4】岡山県真庭市「地域資源を活用した地域戦略～『バイオマス』を中心として～」

【概要】

地元の若手経営者達が平成5年に地域活性化に向けた勉強会「21世紀の真庭塾」をしたことが発端である。地元の主要な産業の一つであった林業・木材産業および豊富な森林資源に注目し、バイオマス発電所とCLTの活用に取り組んでいる。

真庭市では、地域関係者の連携による木質バイオマスエネルギー流通の一定の基盤ができており、市庁舎にバイオマスボイラーを導入し冷暖房システムを構築するとともに、家庭等へのペレットストーブ等の普及を支援するなど、バイオマスの活用を積極的に後押ししている。またCLTによる建築物も積極的に推進している。

現在バイオマス発電所を建設中（平成27年4月稼働予定）であり、森林整備・木材生産等の間接雇用も含め約200名程度の雇用創出を見込む。また、真庭観光連盟等によるバイオマスツアーも展開している。

【期待される効果】

■ 災害時

- 代替エネルギーとしてバイオマスエネルギーを活用できる
- 被災によって生じたがれき等の再利用方法として期待できる

■ 平時

- 新産業の創出による雇用の確保、地域産業の活性化
- 廃材等の利用による省エネルギー対策の推進

■ 経済効果

- ☑ 経済へのマイナス効果の軽減
- ☑ 官民の「投資」を通じての内需の拡大
- ☑ 強靱化施策が経済成長を牽引

【木質バイオマスエネルギー活用（真庭バイオマス発電事業）】

- ・ 地域関係者の連携の下、平成27年4月の運転開始に向け事業推進中。
- ・ 発電事業の新会社が設立済み。
- ・ 施設建設に併せ、燃料収集・供給体制等の整備も推進中。



【CLTの活用】

- ・ 平成26年2月、市役所庁舎前にCLTを使ったバス待合所を設置
- ・ 平成26年度中に、CLTによる市営住宅や民間住宅の建設(3棟)



出典：真庭市

平成27年7月7日付 各都道府県国土強靱化担当部、地方創生担当部あて
内閣官房国土強靱化推進室、まち・ひと・しごと創生本部事務局 事務連絡

国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が平時・有事のいずれを主な対象としているのかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有するものです。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条において、都道府県又は市町村(東京都特別区を含む。以下同じ。)は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における施策の推進に関する基本的な計画(以下「地域計画」という。)を定めることができるとされています。

これに関連し、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、「地域計画の策定・推進の支援、民間の取組の効果的な促進を行うほか、国土強靱化と地域活性化の取組との調和、連携により政策効果を最大限発揮させる。」、「社会資本の分野については、国土強靱化などの分野について、重点化した取組を進める。」とされ、まち・ひと・しごと総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)においては、「国土強靱化等、安全・安心に関する取組を地方創生の取組と調和して進めていく。」ことが示されています。また、まち・ひと・しごと創生基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)においても、同旨のことが示されたところです。

このことから、両者の相乗効果を高めるためには、地方創生の地方版総合戦略と国土強靱化地域計画が、調和しながら策定されることが効果的です。

上記の旨を御理解頂くとともに、おって、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

V. 地域計画の策定状況等

国土強靱化地域計画の策定に向けた取組み(予定を含む)を公表している市区町村

平成27年11月17現在

凡例 青字:策定中(予定含む)市町村、緑字:策定済み市区町、※:平成27年度モデル調査の実施団体

都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	札幌市(※)	滋賀県	東近江市
青森県	むつ市(平成27年10月30日策定)	京都府	
岩手県		大阪府	大阪市(※)、堺市
宮城県		兵庫県	
秋田県		奈良県	
山形県		和歌山県	和歌山市、田辺市、広川町(平成27年7月9日策定)、御坊市(※)、上富田町(※)
福島県		鳥取県	
茨城県		島根県	
栃木県		岡山県	
群馬県		広島県	
埼玉県		山口県	
千葉県	旭市(平成27年3月23日策定)	徳島県	海陽町(※)
東京都	荒川区(平成27年8月31日策定)	香川県	
神奈川県	川崎市	愛媛県	
新潟県	新潟市(平成27年3月26日策定)	高知県	高知市(平成27年7月1日策定)
富山県	富山市	福岡県	
石川県		佐賀県	
福井県		長崎県	
山梨県	山梨市(※)、大月市(※)	熊本県	
長野県	松本市(平成27年5月11日策定)、東御市(※)	大分県	大分市
岐阜県		宮崎県	
静岡県	焼津市(※)、掛川市(※)、小山町(※)	鹿児島県	
愛知県	名古屋市(平成27年10月29日策定)、田原市、豊橋市	沖縄県	
三重県	南伊勢町(平成27年10月28日策定)		

計画策定中(予定含む) 20市町
計画策定済み 9市区町


国土強靱化地域計画の策定に向けた取組み(予定を含む)を公表している都道府県


平成27年11月17日現在の状況

計画策定中(予定含む) 35都府県

計画策定済み 9道県

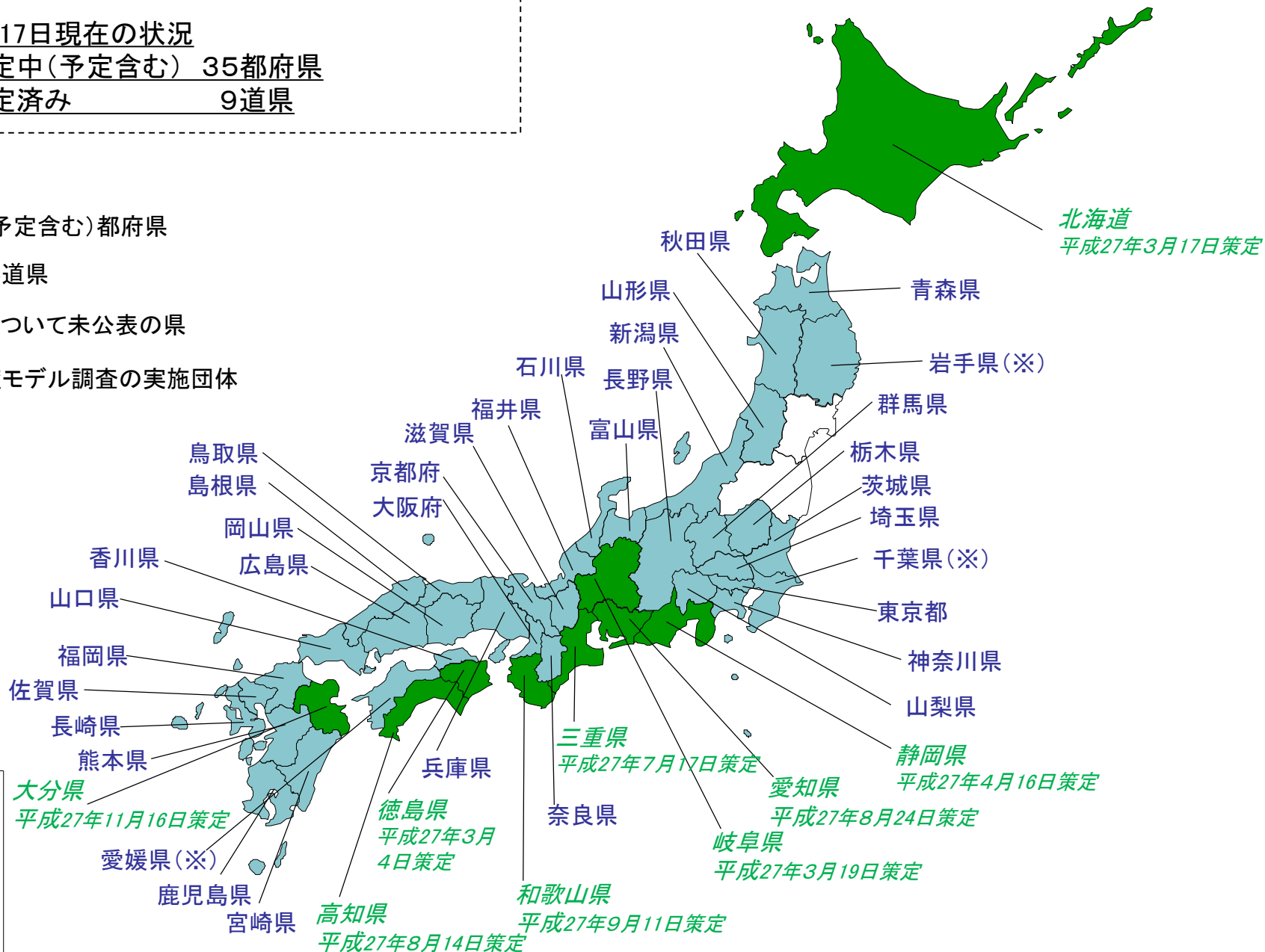
凡例

 策定中(予定含む)都府県

 策定済み道県

 取組みについて未公表の県

※ 平成27年度モデル調査の実施団体



VI. 市議会と地域計画

1. 策定体制の構築

(4) 地域強靱化計画に関する手続き

○地域強靱化計画を定める際の手続きに関しては、基本法に規定はありませんが、地域強靱化計画は、地域住民の人命の保護が最大限図られることなどを基本目標とする計画であり、当該地域における国土強靱化に関する指針となるものであるため、域内の関係団体や地域住民への周知が十分に行き渡るよう、計画の最終案のみならず、策定に向けた取組みについて、議会への報告、ホームページへの掲載等により、できる限りオープンにすることが大切です。

3. その他計画のとりまとめに当たり留意すべき事項

(3) 議会等への説明等

○1の(4)でも述べたように、域内の関係団体や地域住民への周知が十分に行き渡るよう、地域強靱化計画の策定に向けた検討の過程及びその内容を、できる限りオープンにすることが大切です。

○とりわけ、地域住民の代表者により構成される議会に対しては、地域強靱化計画に記載された施策や事業の円滑な実施を期するため、検討内容等の報告等を、適時適切に行うことが望めます。

※ 議会関連部分を抜粋



議会への説明、議決(予定を含む) ①

	説明の時期と内容(概要)	議決については、その有無
千葉県旭市	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月の議会で、モデル地方公共団体の選定及び地域強靱化計画策定について報告した。 平成26年9月の議会で、策定方針を提出した。 平成26年12月の議会で、骨子(案)の説明を行った。 平成27年3月の議会で、計画(案)の説明を行う予定である。 	議決は経ない予定である。
東京都荒川区	説明は行っているが、平成26年度6月議会の一般質問において、国土強靱化の取組に関する質問があった。	議決は経ない予定である。
新潟県新潟市	平成27年2月の議会(議員勉強会)(常任委員協議会)で説明した。	議決は経ない。 (新潟市防災会議により承認予定である。)
愛知県名古屋市	平成27年度前半に議会に対し計画案について説明予定である。	議決は経ない予定である。
和歌山県和歌山市	平成26年9月議会の総務委員会において、和歌山県・和歌山市国土強靱化共同本部の設置及び地域強靱化計画策定の取組状況について報告した。	議決は経ない予定である。
高知県高知市	パブリックコメント前に計画案を報告する予定である。	議決は経ない予定である。

※国土強靱化地域計画策定モデル調査(第1次)(詳細版)(平成27年3月)より。



議会への説明、議決(予定を含む) ②

	説明の時期と内容 (概要)	議決については、その有無
青森県むつ市	計画の公表に先立ち、議会に対して計画内容を報告する予定である。	議決は経ない予定である。
長野県松本市	パブリックコメント前に議会に対して計画案の協議を行うほか、計画の公表に先立ち、平成27年5月に議会に対して計画内容を報告する予定である。	議決は経ない予定である。
三重県南伊勢町	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 議会に対し、資料提出、内容説明を行うこととしており、議会からの意見を得た上で検討を進めている。 <input type="checkbox"/> 平成25年12月の議会において、「町長が考える『強靱な南伊勢町』とはどのような町なのか」「国土強靱化と防災計画の違いは何か」との一般質問が出され回答した。平成26年6月には、「南伊勢町地域強靱化計画策定委員会設置条例」の議決が議会にて行われている。 <input type="checkbox"/> パブリックコメント実施前に、議会に対し、計画素案に関して説明する予定である。 <input type="checkbox"/> 平成27年6月頃、計画案を作成し、議会へ報告・説明をする予定である。 	議決は経ない予定である。

※国土強靱化地域計画策定モデル調査(第2次)(詳細版)(平成27年3月)より。



まとめ(各市に説明をさせていただいている事項)

- 国土強靱化と地域活性化は地域の豊かさを向上させるうえで、相乗効果がある取組。
- 国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために、市における地域計画の策定を進めて欲しい。
(総合計画の策定期間に当たる場合は、同時の策定も検討していただきたい)
- そのため各市では、地域計画の策定の早期着手について前向きな検討をお願いしたい。
- 地域計画を策定するか検討するうえで、国土強靱化に対する職員の理解が重要。内閣官房の職員を出前講座として派遣を行うので、ぜひ活用を検討して欲しい。
(市議会常任委員会の所管事務調査として出前講座を活用していただいた例もある)